

入札公告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年9月11日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度交建防安第71-5-1号
国道218号 槇峰大橋 耐震補強工事
- (2) 事 業 名 防災・安全交付金（建設）
- (3) 路線（河川）名 一般国道 218号
- (4) 工 事 場 所 延岡市北方町日平
- (5) 工 期 本契約成立の日から490日間
- (6) 工 事 概 要 橋長 $L=330.0\text{m}$
幅員 $W=6.0(9.75)\text{m}$
【P1】
アーチ基部補強工 $N=1$ 式
水平力分担構造 $N=1$ 式
段差防止構造 $N=1$ 式
支承追加工 $N=4$ 基
- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表

(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者(特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))で参加する構成員を含む。)は、開札日当日において次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の鋼構造物工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
ただし、共同企業体で参加する場合にあつては、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め。以下「特定JV取扱要領」という。))に基づく共同企業体の認定を受けていること。

- (2) 宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

- (3) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次のア又はイに該当する者でないこと。

受託者の称号又は名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

受託者の本店の所在地 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (4) 1者(単体)で参加する場合にあつては、次の事項を満たしていること。

事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工(注1)の新設工事であること。 ウ 道路橋(注2)であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注3)として専任で配置(製作と据付で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ・主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注4) ・請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあつては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として据付の経験(注5)を有する者であること。なお、製作と据付が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあつては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2に示す事項

注1 鋼橋上部工とは、鈑桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋、斜張橋、吊橋などであり、H形鋼橋梁、鋼製栈道工、簡易組立式橋梁、仮橋、仮栈橋や耐震補強工事、橋梁維持補修工事などは該当しない。

注2 道路橋とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう(仮道は含まない)。

注3 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注4 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

注5 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として据付の経験」とは、据付において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人の経験」については、「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス: https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

(5) 共同企業体で参加する場合にあっては、次の事項を満たしていること。

- ア 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、2又は3であること。
- イ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- ウ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- エ 構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数が2の場合は30%、構成員の数が3の場合は20%であること。
- オ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大であること。
- カ 構成員の組み合わせは、以下に掲げる各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。

代表構成員の資格要件	
事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工(注1)の新設工事であること。 ウ 道路橋(注2)であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注3)として専任で配置(製作と据付で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として据付の経験(注4)を有する者であること。なお、製作と据付が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあっては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
その他の構成員の資格要件	
事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工(注1)の新設工事であること。 ウ 道路橋(注2)であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注3)として専任で配置(製作と据付で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として据付の経験(注5)を有する者であること。なお、製作と据付が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあっては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2に示す事項

注1 鋼橋上部工とは、鈑桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋、斜張橋、吊橋などであり、H形鋼橋梁、鋼製栈道工、簡易組立式橋梁、仮橋、仮栈橋や耐震補強工事、橋梁維持補修工事などは該当しない。

注2 道路橋とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう(仮道は含まない)。

注3 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注4 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として据付の経験」とは、据付において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人の経験」については、「代表構成員の資格要件」の「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。

注5 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として据付の経験」とは、据付において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人等の経験」については、「その他の構成員の資格要件」の「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス: https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi.nyusatu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 延岡土木事務所 (延岡市愛宕町2丁目15番地)

閲 覧 期 間 : 令和8年9月11日から 令和8年10月20日まで

(ただし、当事務所の閉所日・閉所時間を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和8年9月11日から 令和8年10月20日まで	宮崎県公共事業情報サービス (※1) で閲覧・ダウンロード可 延岡土木事務所 で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和8年9月11日から 令和8年9月24日17:00まで (令和8年10月15日 17:00まで) ※設計図書等に疑問点や不明な点がある場合は、必ず、発注機関へ質問してください。	共同企業体認定申請に関する質問 () は、設計図書など上記以外に関する質問 延岡土木事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 共同企業体認定申請に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、(設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午までに) 回答がない場合は、同日の午後3時まで、必ず、電話にて確認をしてください。 (延岡土木事務所 入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatsu-nobeoka0806
回答の閲覧	令和8年9月11日から 令和8年10月20日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
共同企業体 認定申請 受付期間	令和8年9月11日から 令和8年10月1日まで	延岡土木事務所に送付 (郵便書留など配達記録確認ができるものに限る) 又は持参すること。 郵送の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。
入札書 受付期間	令和8年10月19日 7:00から 令和8年10月20日 9:50まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。
開札日時	令和8年10月20日 10:00	延岡土木事務所 (入札室)
入札結果 の公表 (※3)	令和8年10月27日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス
(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例 (平成元年宮崎県条例第22号) 第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 共同企業体の入札参加資格認定書に関する事項

共同企業体の入札参加資格認定申請にあたっては、特定JV取扱要領第10条第2項に規定する書類を提出すること。

6 各会計年度における請負代金の支払い限度額等に関する事項

この工事は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額割合は次のとおりとする。
ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、変更することがある。

	令和8年度	令和9年度	合 計
支払限度額	45%程度	55%程度	100%
出来高予定額	50%程度	50%程度	100%

7 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書 (建設工事) に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。 (一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書 (建設工事) 2を参照のこと。)

落札者は、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とする。